

季節資金のご案内

市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者が夏季または年末年始の時期における商品や原材料の仕入れなど、季節的な運転資金及び事業所税の納付の際、この融資制度を利用することで資金繰りを円滑にすることができます。

1 融資申込者の資格

- (1) 前橋市内に事業所を有し、1年以上の事業実績を有する中小企業信用保険法で規定する中小企業者（一部対象外あり）で市税に未納のないもの
- (2) 申請者又は申請者の団体の役員等が、暴力団及びその関係団体との関係がないもの

2 融資の条件

	季節資金 (夏季資金 6月～9月) (年末資金 11月～2月)	事業所税納付資金
融資限度額	2,000万円以内	事業所税納付相当額以内 (2,000万円以内)
資金使途	運転資金	運転資金（事業所税納付資金）
融資期間	6ヶ月以内	11ヶ月以内
融資利率	年1.5%以内 (保証付き年1.3%以内)	年0.5%以内
担保及び保証人	金融機関所定	11ヶ月以内
償還方法	一括償還 もしくは元金均等分割償還 ※元金均等分割償還の場合、据え置きでのご利用はできません。	2回以上の元金均等分割償還 ※据え置きでのご利用はできません。

3 提出書類（金融機関へ提出してください）

- ① 金融機関所定の融資申込書
- ② 暴力団等と関わりのない旨の誓約書
- ③ 市税完納証明（原本）
- ④ 事業の許認可証の写し（該当する場合）
- ⑤ 決算書の写し（個人の場合は、確定申告書）
- ⑥ 定款又は法人登記簿謄本の写し（法人の場合のみ）
- ⑦ その他、申込先金融機関が必要とする書類

4 申し込み手順

★ 融資の流れ

事業者は、取引先金融機関へお申し込みください。
この融資は取り扱い金融機関との協議と審査が必要です。
(保証付きの場合は、保証協会の承諾も必要になります。)

担当課連絡先

前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策・経済対策係
〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号（前橋市役所6階）
電話 027-898-6983（直通） FAX 027-224-1188（専用）